

条例の骨子＜案＞ 前回審議会(R8.3.23)からの変更点

資料2

主な項目		内容
目	的	市内における再生可能エネルギー発電施設等の設置及び管理に関し必要な事項を定めることにより、自然環境、災害の防止、良好な景観の形成、生活環境の保全及び地域社会との調和を図ることを目的とする。
基	本	美しい景観、豊かな自然環境及び良好な生活環境は、市及び市民全体の共通財産であり、この環境を将来の世代に引き継いでいくために、市民、事業者、土地所有者及び市が連携して、その保全及び活用が図られなければならないことを基本理念として掲げる。
定	義	各種用語の定義付けを示す。
責	務	市、市民、事業者、土地所有者の責務を示す。
対	象	発電出力が10kW以上の再エネ発電等施設(建築物の屋根・屋上・壁面は除く)及び系統用蓄電池とする。(自家消費のための設備は除く。)
規	制	禁止区域 災害の防止や自然環境の保全等のため、法令等により規制されている区域 保全区域 禁止区域を除く市域全域
許	可	事業者は、保全区域において再エネ発電等施設の設置に係る事業を実施しようとするときは、あらかじめ市長に申請し、当該事業に係る計画について、市長の許可を受けなければならない。
検	討	再生可能エネルギー発電等事業に関する事項を調査審議するため、「小樽市再生可能エネルギー発電等事業検討委員会」を置く。
事	前	許可申請の前に市と協議することを義務付ける。
近隣住民等への説明		許可申請の前に近隣住民等への説明会等の開催を義務付けるとともに、事業者は、近隣住民等の理解が得られるよう努めなければならないとする。
届	出	工事着工、工事完了、変更、承継、廃止において届出を義務とする。
維	持	維持管理及び定期報告を義務付ける。
保証金の預入及び質権設定等		事業者は、適切に廃棄等費用を確保していることを保証するため保証金を預け入れるとともに、当該保証金に係る預金債権について市と質権設定契約を締結しなければならない。
損害賠償責任保険への加入		事業者は、再エネ発電等事業の実施に起因して生じた他人の生命又は身体及び財産に係る損害を填補する保険又は共済(損害賠償責任保険)へ加入しなければならない。
遵 守 事 項		事業者は次の事項を遵守しなければならないこととする。 ・災害の防止に関する事項 ・良好な景観の保全に関する事項 ・生活環境の保全に関する事項 ・地域住民等への対応に関する事項 ・設置後の維持管理に関する事項
報告徴収、立入調査		市長権限で報告又は資料の提出、立入調査を求めることができることを示す。
勧 告 ・ 命 令 ・ 公 表		禁止区域内(又はその一部)で事業を行った場合、遵守事項に反していると認める場合、各種届出がなされない場合、許可を受けた事業計画に従って事業を行っていないと認める場合は、勧告・命令をし、命令に従わない場合、発電等事業者名を公表する。
手	数	許可又は変更許可の申請をしようとする者は、1件につき8万円の手数料を納付しなければならないとする。